

神奈川県建築基準条例の解説  
【新旧対象表】（平成30年12月13日版）

項	修正箇所	新	旧
I-1	条例抜粋部分	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定による災害危険区域の指定、同法第39条第2項、第40条（第88条第1項において準用する場合を含む。）、<b>第43条第3項</b>及び第68条の9の規定による建築物等の制限、同法第56条の2第1項の規定による区域等の指定並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第2項の規定による道に関する基準その他建築基準法の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定による災害危険区域の指定、同法第39条第2項、第40条（第88条第1項において準用する場合を含む。）、<b>第43条第2項</b>及び第68条の9の規定による建築物等の制限、同法第56条の2第1項の規定による区域等の指定並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第2項の規定による道に関する基準その他建築基準法の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>
I-1	条例解説部分	<p>この解説は、神奈川県建築基準条例についての運用、解説をとりまとめたものである。</p> <p>横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市及び大和市については、独自に建築基準条例を制定しているので、この条例の適用はない。</p> <p>また、藤沢市、<b>大磯町及び海老名市</b>は独自に日影規制に係る条例を制定しているので第4条の2第2項の規定に基づき同条第1項の適用はない。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) <b>法第43条第3項</b>（敷地と道路の関係における特殊建築物に係る制限の付加）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条（大規模な建築物の敷地と道路との関係）</li> <li>・第5条（敷地と道路との関係）</li> <li>・第26条（大規模店舗及びマーケットの敷地と道路との関係）</li> <li>・第31条（敷地と道路との関係）</li> <li>・第48条第1項、第2項、第3項（自動車用の出口）</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>この解説は、神奈川県建築基準条例についての運用、解説をとりまとめたものである。</p> <p>横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市及び大和市については、独自に建築基準条例を制定しているので、この条例の適用はない。</p> <p>また、藤沢市<b>及び大磯町</b>は独自に日影規制に係る条例を制定しているので第4条の2第2項の規定に基づき同条第1項の適用はない。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) <b>法第43条第2項</b>（敷地と道路の関係における特殊建築物に係る制限の付加）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条（大規模な建築物の敷地と道路との関係）</li> <li>・第5条（敷地と道路との関係）</li> <li>・第26条（大規模店舗及びマーケットの敷地と道路との関係）</li> <li>・第31条（敷地と道路との関係）</li> <li>・第48条第1項、第2項、第3項（自動車用の出口）</li> </ul> <p>(略)</p>
I-6	条例解説部分	<p>宅地造成等規制法施行令【抜粋】</p> <p>第3条 一～三(略)</p> <p>四 <b>前</b>三号のいずれかにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの</p>	<p>宅地造成等規制法施行令【抜粋】</p> <p>第3条 一～三(略)</p> <p>四 <b>全</b>三号のいずれかにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの</p>

		<p>第6条 (略)</p> <p>一(略)</p> <p>イ <u>切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面</u></p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>ロ (略)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>一(略)</p> <p>イ <u>切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面</u></p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>ロ (略)</p>																																								
I-10	条例解説部分	<p>本条は<u>法第43条第3項</u>及び法第68条の9による接道義務の強化に関する規定である。</p> <p>本規定は建築物の用途に関わらず、1,000平方メートルを超える建築物に適用されるが、ここでいう「道路に6メートル以上接しなければならない。」とは、例示のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>法第43条第2項</u>及び<u>第52条の6第2項に係る認定</u>や許可を要する場合でも、併せて本条の許可が必要となる。(第5条、第26条及び第31条についても同様)</p>	<p>本条は<u>法第43条第2項</u>及び法第68条の9による接道義務の強化に関する規定である。</p> <p>本規定は建築物の用途に関わらず、1,000平方メートルを超える建築物に適用されるが、ここでいう「道路に6メートル以上接しなければならない。」とは、例示のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>法第43条第1項ただし書による許可</u>及び<u>第52条の6ただし書による許可</u>を要する場合でも、併せて本条の許可が必要となる。(第5条、第26条及び第31条についても同様)</p>																																								
I-11	条例抜粋部分	<p>(対象区域等の指定)</p> <p>第4条の2(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第1種低層住居専用地域、<u>第2種低層住居専用地域又は田園住居地域</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td>—</td> <td>4メートル</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>3 (略)</td> <td>—</td> <td>4メートル</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>4 (略)</td> <td>ロ</td> <td>—</td> <td>(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定は、市町が法第56条の2第1項の規定により条例で区域又は号を指定した場合は、当該市町の区域内については、適用しない。</p>	対象区域	(略)	(略)	(略)	1 第1種低層住居専用地域、 <u>第2種低層住居専用地域又は田園住居地域</u>	—	—	(1)	2 (略)	—	4メートル	(2)	3 (略)	—	4メートル	(2)	4 (略)	ロ	—	(2)	<p>(対象区域等の指定)</p> <p>第4条の2(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第1種低層住居専用地域 <u>又は第2種低層住居専用地域</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td>—</td> <td>4メートル</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>3 (略)</td> <td>—</td> <td>4メートル</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>4 (略)</td> <td>ロ</td> <td>—</td> <td>(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定は、市町が法第56条の2第1項の規定により条例で区域又は号を指定した場合は、<u>当該指定に係る</u>当該市町の区域内については、適用しない。</p>	対象区域	(略)	(略)	(略)	1 第1種低層住居専用地域 <u>又は第2種低層住居専用地域</u>	—	—	(1)	2 (略)	—	4メートル	(2)	3 (略)	—	4メートル	(2)	4 (略)	ロ	—	(2)
対象区域	(略)	(略)	(略)																																								
1 第1種低層住居専用地域、 <u>第2種低層住居専用地域又は田園住居地域</u>	—	—	(1)																																								
2 (略)	—	4メートル	(2)																																								
3 (略)	—	4メートル	(2)																																								
4 (略)	ロ	—	(2)																																								
対象区域	(略)	(略)	(略)																																								
1 第1種低層住居専用地域 <u>又は第2種低層住居専用地域</u>	—	—	(1)																																								
2 (略)	—	4メートル	(2)																																								
3 (略)	—	4メートル	(2)																																								
4 (略)	ロ	—	(2)																																								

I-11	条例解説部分	(略) 2 第2項関係 市町が独自にその区域及び規制を定めた場合に、本条の対象から除外される規定であり、現在、本条例の適用区域で本条の対象外となっているのは藤沢市、 <u>大磯町及び海老名市</u> である。 なお、本条例の適用除外については、第53条に規定している。 <u>(P. I-84)</u>	(略) 2 第2項関係 市町が独自にその区域及び規制を定めた場合に、本条の対象から除外される規定であり、現在、本条例の適用区域で本条の対象外となっているのは藤沢市 <u>及び大磯町</u> である。 なお、本条例の適用除外については、第53条に規定している。 <u>(P. I-81)</u>
I-12	条例解説部分	本条は、法第43条 <u>第3項</u> 及び法第68条の9による接道義務の強化であるが、第4条とは異なり「特殊建築物」に限り制限を強化している規定である。 (略)	本条は、法第43条 <u>第2項</u> 及び法第68条の9による接道義務の強化であるが、第4条とは異なり「特殊建築物」に限り制限を強化している規定である。 (略)
I-19	条例抜粋部分	(共同住宅等の主要な出口) 第16条の2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口(屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第19条において同じ。)は、道(都市計画区域及び準都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路に限る。 <u>第52条の6及び第52条の17の2を除き</u> 、以下同じ。)に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りではない。 (1)・(2)(略) 2(略)	(共同住宅等の主要な出口) 第16条の2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口(屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第19条において同じ。)は、道(都市計画区域及び準都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路をいう。以下同じ。)に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りではない。 (1)・(2)(略) 2(略)
I-47	条例解説部分	(略) 3 第4項関係 興行場等のうち劇場、映画館又は演芸場の用途に供する特殊建築物については、その主階が1階にない場合、法第27条1項 <u>第4号</u> の規定により耐火建築物等としなければならないと規定していることから、本項では、公会堂、集会場についても主階が避難階にない場合、同様に耐火建築物等としなければならないものとした規定である。	(略) 3 第4項関係 興行場等のうち劇場、映画館又は演芸場の用途に供する特殊建築物については、その主階が1階にない場合、法第27条1項 <u>第3号</u> の規定により耐火建築物等としなければならないと規定していることから、本項では、公会堂、集会場についても主階が避難階にない場合、同様に耐火建築物等としなければならないものとした規定である。
I-53	条例解説部分	(略) また、第1項「ただし書」により、第1号から第5号全ての基準を満たす「独立した2階建以下の自走式の自動車車庫」に限り、適用を除外するものであるが、ここで条件としている基準第1~5号は、 <u>平成14年11月14日</u> 付け国土交通省事務連絡に準拠して	(略) また、第1項「ただし書」により、第1号から第5号全ての基準を満たす「独立した2階建以下の自走式の自動車車庫」に限り、適用を除外するものであるが、ここで条件としている基準第1~5号は、 <u>平成14年5月27日</u> 付け国土交通省事務連絡に準拠してい

		いるものであり、詳細は「建築物の防火避難規定の解説 2016」(編集・発行 日本建築行政会議) P161 に掲載されているので、参照のこと。 (略)	るものであり、詳細は「建築物の防火避難規定の解説 2016」(編集・発行 日本建築行政会議) P161 に掲載されているので、参照のこと。 (略)
I-61	条例抜粋部分	<p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第52条の6 建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u></p> <p><u>(1) その敷地が幅員4メートル以上の道(道路に該当するものを除き、農道その他これに類する公共の用に供する道又は政令第144条の4第1項各号に掲げる基準及び第52条の17の2の規定による基準に適合する道に限る。)に2メートル以上接する建築物のうち、延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの</u></p> <p><u>ア その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空気を有する建築物であること。</u></p> <p><u>イ その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4メートル以上のものに限る。)に2メートル以上接する建築物であること。</u></p> <p><u>ウ その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。</u></p>	<p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第52条の6 建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならない。<u>ただし、その敷地の周囲に広い空気を有する建築物その他の建築物で知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。</u></p>
I-61	条例解説部分	<p>本条は、法第43条の規定と同様に敷地と道路との関係について定めたものである。なお、<u>第2項第2号に係る</u>許可をする際には、建築審査会の同意が必要である。</p> <p>本条における「道路」とは、第4条(P. I-10)に定義されているとおり、法第42条第1項各号に掲げる道路のうち、自動車のみの交通の用に供するものを除いたものである。</p> <p>また、細則第13条の規定により、本章(第3章の3)の規定が</p>	<p>本条は、法第43条の規定と同様に敷地と道路との関係について定めたものである。なお、<u>ただし書における</u>許可をする際には、建築審査会の同意が必要である。</p> <p>本条における「道路」とは、第4条(P. I-10)に定義されているとおり、法第42条第1項各号に掲げる道路のうち、自動車のみの交通の用に供するものを除いたものである。</p> <p>また、細則第13条の規定により、本章(第3章の3)の規定が</p>

		<p>適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満1.8メートル以上の道は、法第42条第2項による道とみなされる。</p> <p>なお、本条第2項第2号に係る許可については、「建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可基準」により取扱っている。</p> <p>細則 (道路とみなされる道の指定) 第13条 <u>都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更により法第3章の規定が適用されるに至った際</u>又は条例第3章の3の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満1.8メートル以上の道は、法第42条第2項の規定による道とする。</p>	<p>適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満1.8メートル以上の道は、法第42条第2項による道とみなされる。</p> <p>なお、本条の<u>ただし書</u>の許可については、「建築基準法第43条第1項<u>ただし書</u>の規定による許可基準」(P. III-1)により取扱っている。</p> <p>細則 (道路とみなされる道の指定) 第13条 <u>法第3章</u>又は条例第3章の3の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満1.8メートル以上の道は、法第42条第2項の規定による道とする。</p>
I-62	条例解説部分	<p>本条は、法第44条の規定と同様に、道路内の建築制限について定めたものである。なお、第2号及び第3号における許可をする際には、建築審査会の同意が必要である。</p> <p>第2号の規定による許可については、「建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可に係る包括同意基準」により取り扱っている。</p> <p>第3号中の「知事が別に定める建築物」は細則第14条に規定している。 (略)</p>	<p>本条は、法第44条の規定と同様に、道路内の建築制限について定めたものである。なお、第2号及び第3号における許可をする際には、建築審査会の同意が必要である。</p> <p>第2号の規定による許可については、「建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可に係る包括同意基準」(P. III-18)により取り扱っている。</p> <p>第3号中の「知事が別に定める建築物」は細則第14条に規定している。 (略)</p>
I-64	条例抜粋部分	<p>(容積率) 第52条の9 (略) 2・3 (略) 4 前項第1号の延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。 (1)～(5) (略) <u>(6) 宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。))の一時保管のための荷受箱をいう。)</u>を設ける部分(次項において「宅配ボックス設置部分」という。) 5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に</p>	<p>(容積率) 第52条の9 (略) 2・3 (略) 4 前項第1号の延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。 (1)～(5) (略) 5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に</p>

		<p>2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物の各階の床面積の合計の和)に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1</u></p>	<p>2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物の各階の床面積の合計の和)に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
I-65	<p>条例解説部分</p>	<p>(略)</p> <p>3 第3項関係</p> <p>第1号による許可については、「建築基準法第52条第14項第1号の規定による許可基準」により取り扱っている。また、第2号による許可については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)第24条の規定に適合する建築物について、法第52条第14項第1号に規定する<u>建築物とみなす同様の規定</u>を設けたものである。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 第3項関係</p> <p>第1号による許可については、「建築基準法第52条第14項第1号の規定による許可基準」<u>(P.Ⅲ-20)</u>により取り扱っている。また、第2号による許可については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)第24条の規定に適合する建築物について、法第52条第14項第1号に規定する<u>建築物とみなし規定と同様の規定</u>を設けたものである。</p> <p>(略)</p>
I-66	<p>条例抜粋部分</p>	<p><u>(建蔽率)</u></p> <p>第52条の10 建築物の<u>建蔽率</u>は、10分の5を超えてはならない。</p> <p>2 第52条の5第2項の規定により町村が条例で前項の規定による制限を緩和した場合で、建築物の敷地が建築物の<u>建蔽率</u>に関する異なる制限を受ける区域の2以上にわたるときは、当該建築物の<u>建蔽率</u>は、同項及び当該条例の規定による当該各区域内の建築物の<u>建蔽率</u>の限度にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p><u>(建ぺい率)</u></p> <p>第52条の10 建築物の<u>建ぺい率</u>は、10分の5を超えてはならない。</p> <p>2 第52条の5第2項の規定により町村が条例で前項の規定による制限を緩和した場合で、建築物の敷地が建築物の<u>建ぺい率</u>に関する異なる制限を受ける区域の2以上にわたるときは、当該建築物の<u>建ぺい率</u>は、同項及び当該条例の規定による当該各区域内の建築物の<u>建ぺい率</u>の限度にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
I-66	<p>条例解説部分</p>	<p>本条は、法第53条の規定と同様に、<u>建蔽率</u>について定めたものである。なお、第4項第2号における許可をする際には、建築審査会の同意が必要である。</p> <p>1 第1項関係</p> <p>本条が適用される地域における建築物の<u>建蔽率</u>は、原則として50パーセント以下でなければならない。</p> <p>2 第2項関係</p> <p>建築物の敷地が、第1項の適用を受ける区域と第52条の5第</p>	<p>本条は、法第53条の規定と同様に、<u>建ぺい率</u>について定めたものである。なお、第4項第2号における許可をする際には、建築審査会の同意が必要である。</p> <p>1 第1項関係</p> <p>本条が適用される地域における建築物の<u>建ぺい率</u>は、原則として50パーセント以下でなければならない。</p> <p>2 第2項関係</p> <p>建築物の敷地が、第1項の適用を受ける区域と第52条の5第</p>

	<p>2 項の規定により町村が定めた条例により <b>建蔽率</b>の限度が緩和された区域にまたがっている場合の規定である。</p> <p>3 第3項関係 角地の敷地における <b>建蔽率</b>の緩和の規定であり、「知事が指定するもの」は、法第53条第3項第2号と同様であり、細則第20条で規定している。</p> <p>4 第4項関係 法第53条第5項第2号及び第3号と同様に、<b>建蔽率</b>の特例許可等の規定である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>細則 (<b>建蔽率</b>の緩和) 第20条(略)</p> </div>	<p>2 項の規定により町村が定めた条例により <b>建ぺい率</b>の限度が緩和された区域にまたがっている場合の規定である。</p> <p>3 第3項関係 角地の敷地における <b>建ぺい率</b>の緩和の規定であり、「知事が指定するもの」は、法第53条第3項第2号と同様であり、細則第20条で規定している。</p> <p>4 第4項関係 法第53条第5項第2号及び第3号と同様に、<b>建ぺい率</b>の特例許可等の規定である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>細則 (<b>建ぺい率</b>の緩和) 第20条(略)</p> </div>
I-71	<p>条例抜粋部分</p> <p>(日影による中高層の建築物の高さの制限) 第52条の13 高さ(階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。)が10メートルを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ(当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。)が4メートルの水平面(当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が、5メートルを超え10メートル以内の範囲において4時間以上、10メートルを超える範囲において2.5時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 知事が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合</u> <u>(2) 前号の許可を受けた建築物を、当該許可を受けた際における敷地の区域において、平均地盤面からの高さが4メー</u></p>	<p>(日影による中高層の建築物の高さの制限) 第52条の13 高さ(階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。)が10メートルを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ(当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。)が4メートルの水平面(当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が、5メートルを超え10メートル以内の範囲において4時間以上、10メートルを超える範囲において2.5時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。<u>ただし、知事が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</u> 2・3(略)</p>

		<u>トルの水平面に敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせることのない規模で増築し、改築し又は移転する場合</u> 2・3 (略)	
I-71	条例解説部分	本条は、法第 56 条の 2 の規定と同様に、日影による中高層の建築物の高さの制限について定めたものである。なお、 <u>第 1 項第 1 号に係る</u> 許可をする際には、建築審査会の同意が必要である。 (略)	本条は、法第 56 条の 2 の規定と同様に、日影による中高層の建築物の高さの制限について定めたものである。なお、 <u>第 1 項ただし書における</u> 許可をする際には、建築審査会の同意が必要である。 (略)
I-74	条例解説部分	(略) 1 第 1 項及び第 2 項関係 認定基準については、「一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用について」により取り扱っている。 第 2 項中の「知事が別に定める」については、細則第 23 条の 2 に規定している。 (略)	(略) 1 第 1 項及び第 2 項関係 認定基準については、「一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用について」 <u>(P. III-28)</u> により取り扱っている。 第 2 項中の「知事が別に定める」については、細則第 23 条の 2 に規定している。 (略)
I-76	条例解説部分	(略) 1 第 1 項関係 認定基準については、「一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用について」により取り扱っている。 (略)	(略) 1 第 1 項関係 認定基準については、「一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用について」 <u>(P. III-28)</u> により取り扱っている。 (略)
I-77	条例解説部分	本条は、法第 86 条の 5 の規定と同様に、一定の複数建築物の認定の取消しについて定めたものである。 1 第 3 項関係 取消しをした際の公告に関する規定である。なお、同項中の「知事が別に定める」については、細則第 23 条の 5 <u>(P. I-75)</u> に規定している。	本条は、法第 86 条の 5 の規定と同様に、一定の複数建築物の認定の取消しについて定めたものである。 1 第 3 項関係 取消しをした際の公告に関する規定である。なお、同項中の「知事が別に定める」については、細則第 23 条の 5 <u>(P. I-74)</u> に規定している。
I-79	条例解説部分	※本条は平成 22 年 4 月 1 日より施行。  ○「建築計画概要書」等の写し交付（建築基準法施行規則第 11 条の 4 第 1 項各号） ・建築計画概要書 ・築造計画概要書 ・定期調査報告概要書 ※1 ・定期検査報告概要書 ※1 ・処分等の概要書	※本条は平成 22 年 4 月 1 日より施行。  ○「建築計画概要書」等の写し交付（建築基準法施行規則第 11 条の 4 第 1 項各号） ・建築計画概要書 ・築造計画概要書 ・定期調査報告概要書 ※1 ・定期検査報告概要書 ※1 ・処分等の概要書



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画概要書</li> <li>・指定道路図</li> <li>・指定道路調書</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">400円/通 (建築計画概要書と処分等の概要書を同時に請求する場合は、これらを1通とみなす。)</p> <p>(略)</p> <p>※1 写しの交付申請は神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画概要書</li> <li>・指定道路図</li> <li>・指定道路調書 <b>※2</b></li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">400円/通 (建築計画概要書と処分等の概要書を同時に請求する場合は、これらを1通とみなす。)</p> <p>(略)</p> <p>※1 写しの交付申請は神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課。 <b>※2 平成22年度は、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村の道路が対象。</b></p>
I-80	条例解説部分	<p>(略)</p> <p>(3) 床面積の増加を伴わない計画変更の部分は、軽微な変更 に該当するか否かを判断したうえで、準則 (P. I-82 参照) により床面積を算定する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 床面積の増加を伴わない計画変更の部分は、軽微な変更 に該当するか否かを判断したうえで、準則 (P. I-79 参照) により床面積を算定する。</p> <p>(略)</p>
I-84	条例抜粋部分	<p>(適用の除外)</p> <p>第53条 この条例(第2条の2及び第2条の3の規定を除く。)は、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村が法第40条又は法<b>第43条第3項</b>の規定に基づき条例を定めたときは、その条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内においては、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号) <b>第20条第1項</b>の規定により特別地域に指定された区域</p> <p>(2) 神奈川県立自然公園条例(昭和34年神奈川県条例第6号) <b>第18条第1項</b>の規定により特別地域に指定された区域</p> <p>(3) 自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号)第6条第1項の規定により特別地区に指定された区域</p> <p>4 (略)</p>	<p>(適用の除外)</p> <p>第53条 この条例(第2条の2及び第2条の3の規定を除く。)は、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村が法第40条又は法<b>第43条第2項</b>の規定に基づき条例を定めたときは、その条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内においては、適用しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号) <b>第13条第1項</b>の規定により特別地域に指定された区域</p> <p>(2) 神奈川県立自然公園条例(昭和34年神奈川県条例第6号) <b>第11条第1項</b>の規定により特別地域に指定された区域</p> <p>(3) 自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号)第6条第1項の規定により特別地区に指定された区域</p> <p>4 (略)</p>
I-84	条例解説部分	<p>1 第1項及び第2項関係 横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、<b>鎌倉市</b>、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市及び大和市が条例を定めているため、当該条例の効力が発生したときから本条例の適用は</p>	<p>1 第1項及び第2項関係 横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市及び大和市が条例を定めているため、当該条例の効力が発生したときから本条例の適用はない。</p>

		<p>ない。</p> <p>2 第3項及び第4項関係</p> <p><u>第3項各号に該当する区域内においては</u>第4条（大規模な建築物の敷地と道路との関係）、第5条（敷地と道路との関係）、第26条（大規模店舗及びマーケットの敷地と道路との関係）、第31条（敷地と道路との関係）及び第48条（自動車用の出口）第1項から第3項の規定は適用しない。なお、第3章の3の規定についても適用しない。</p>	<p>2 第3項及び第4項関係</p> <p><u>松田町、山北町及び清川村のそれぞれの一部に第3項各号に該当する区域があり、その区域内においては</u>第4条（大規模な建築物の敷地と道路との関係）、第5条（敷地と道路との関係）、第26条（大規模店舗及びマーケットの敷地と道路との関係）、第31条（敷地と道路との関係）及び第48条（自動車用の出口）第1項から第3項の規定は適用しない。なお、第3章の3の規定についても適用しない。</p>
I-87	条例抜粋部分	<p>(建築審査会の同意)</p> <p>第57条 知事は、第44条、<u>第52条の6第2項第2号</u>、第52条の7第2号及び第3号、第52条の9第3項、第52条の10第4項第2号、第52条の11第2項並びに<u>第52条の13第1項第1号</u>の規定による許可をする場合は、あらかじめ神奈川県建築審査会の同意を得なければならない。</p>	<p>(建築審査会の同意)</p> <p>第57条 知事は、第44条、<u>第52条の6ただし書</u>、第52条の7第2号及び第3号、第52条の9第3項、第52条の10第4項第2号、第52条の11第2項並びに<u>第52条の13第1項ただし書</u>の規定による許可をする場合は、あらかじめ神奈川県建築審査会の同意を得なければならない。</p>
I-88	条例解説部分	<p>(略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>細則 (条例の読替規定の適用区域)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> </div>	<p>(略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>細則 (条例の読替規定の適用区域)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> </div>